

清水港水域利用調整の手引き

令和6年4月

清水港船舶運航に関する関係者連絡会

本編

目次

1. 水域利用調整の概念	1
1.1 目的	
1.2 基本原則	
1.3 対象船舶	
1.4 船舶の定義	
2. 情報センター（しみずポートラジオ）が行う水域利用調整	2
2.1 船舶入港時のルール	
2.1.1 全船舶共通	
2.1.2 大型船・危険物積載船（LNG船、プロダクトタンカー等）同士、 又は、それらの船舶とそれ以外の船舶が同時に航行する場合	
2.1.3 運航スケジュールの変更に伴う調整が生じた場合	
2.2 水域利用調整の具体例	
3. 第3区内における錨泊条件	3
3.1 泊地の利用基準	
4. 水域利用調整に必要な情報収集と公開	5
4.1 水域利用調整に係る情報の情報センター（しみずポートラジオ）への提供	
4.2 国際VHF無線電話の聴取と連絡	6
5. 入出港に際しての留意事項	7
6. 今後の計画	8
7. その他	8

清水港水域利用調整の手引き

制定 平成30年2月15日

改正 令和6年4月1日

清水港船舶運航に関する関係者連絡会

1. 水域利用調整の概念

1.1 目的

清水港は駿河湾に面した天然の良港であり、古くから交通の要衝として栄えてきた港である。近年、さらにその役割は重要なものとなっている。

清水港は、2011（平成23）年国際拠点港湾として、国から指定されており、県内ものづくり産業の活発な企業活動による多様な物流を支えるべく、高規格かつ最新鋭の機能を有する新興津コンテナターミナルをはじめとした港湾整備を進めている。また、背後では新東名高速道路や中部横断自動車道などをはじめとした高規格幹線道路網整備によりアクセスの利便性が向上していることから、清水港は地域に欠かせない物流拠点となっている。

一方、人流面においても、2013年に富士山が世界遺産に登録されたこと等を契機として、近年多くの外国人観光客がクルーズ客船により来訪しており、国際クルーズ船受入拠点としての機能の重要性が高まっている。そのような状況を受け、2017年、国から国際旅客船拠点形成港湾としての指定がなされた。

上記のとおり、清水港においては、物流・人流問わず多種多様な船舶（コンテナ船、クルーズ客船、非鉄原料船、ばら積船、LNG船、プロダクトタンカー、冷凍運搬船、RORO船及びフェリー等）が、限られた航路や泊地を經由しつつ、各ふ頭への入出港や荷役等を行っている。特に近年は、新興津ふ頭第2バースの完成によるコンテナ船の利用施設の変化、2016年から袖師第1ふ頭に就航している定期RORO船、大型クルーズ客船の寄港数大幅増加など、港を取りまく利用環境に大きな変化が起こっている。

当連絡会としては、このような清水港における環境の変化を踏まえつつ、安全性・効率性の更なる向上を図るため、船舶動静情報、港湾情報及び各手配情報等の各種情報を基に、清水港内の船舶の航行や接岸の安全・利便を図るための連絡業務を行っている清水船舶情報センター※（以下「情報センター（しみずポートラジオ）」という。）を活用した船舶の水域利用調整を行う際に必要となる調整ルールの考え方について関係者間で認識を共有すべく、本手引きを作成したものである。

今般、本手引きが作成されてから5年が経過し、新たな事象に対応していくために改正したものである。

*清水船舶情報センター（しみずポートラジオ）：清水港内の船舶の航行や接岸の安全・利便を図るとともに入港料・岸壁使用料等の徴収の基礎とするため入出港船舶の動静確認連絡業務の処理を港湾管理者である静岡県が委託している組織。

1. 2. 基本原則

- (1) 清水港を利用する船舶は、航行の安全、環境保全等港湾利用の秩序維持の観点を踏まえ、相互に協力し、本手引きを遵守すること。
- (2) 本手引きに示すルールは、関係法規（港湾法、港則法*、海上衝突予防法等）を超越するものではない。

*参考資料1. 港則法 第三章 航路及び航法を参照

- (3) 水域利用調整の実施にあつては、関係法規及び本手引きに示す調整ルールを基に情報センター（しみずポートラジオ）が行う。
- (4) 清水港を利用する船舶は、情報センター（しみずポートラジオ）と連絡をとり、入出港や移動をすること。

1. 3. 対象船舶

清水港の水域を利用する全船舶（漁船*を除く。）とする。ただし、必要に応じて汽艇等は対象としない場合もある。

*この手引きにおいて「漁船」とは、漁業協同組合の組合員が所有する船舶であつて、当該組合員が行う漁業の用に供するものをいう。

1. 4. 船舶の定義

本手引きに表現される船舶の定義は、次のとおりとする。

- ① 大型船：総トン数10,000トン以上の船舶（コンテナ船、客船、貨物船等）。ただし、操縦性能が低い船舶（被曳航船等）についても同等扱いとする。
- ② 危険物積載船：LNG船、プロダクトタンカー等
- ③ フェリー：定時運航中のフェリー
- ④ RORO船：定時運航で就航しているRORO船
- ⑤ 小型船：総トン数20トン以上700トン未満の船舶
- ⑥ 汽艇等：汽艇（総トン数20トン未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶

2. 情報センター（しみずポートラジオ）が行う水域利用調整

- (1) 情報センター（しみずポートラジオ）は、必要に応じ、本手引きのルールを基に水域利用調整を行う。

なお、水域利用調整を行うための情報センター（しみずポートラジオ）と船舶間の情報提供のツールは、次のとおり。

- ① 国際VHF無線電話海岸局を経由する無線通信
：呼出し名称「しみずポートラジオ」
 - ② 船舶電話（携帯電話）
- (2) 運航スケジュールの変更によって他船と競合する場合は、運航スケジュールを変更した船側が調整する。ただし、情報センター（しみずポートラジオ）が競合船双方、又は競合する船舶の代理店同士等の合意を得た場合はこの限りではない。
 - (3) 関係法令を遵守した上で、本手引きに示すルールにないものは、清水港船舶運航に関する関係者連絡会に諮り対処する。

2.1 船舶入出港時のルール

2.1.1 全船舶共通

(1) 入出港する船舶が競合する場合

- ① 入港船同士が航路入口付近で競合する時
奥のバースに向かう船舶を優先して入港させる。
- ② 出港船が同一ふ頭、同一スリットで同時刻に出港する時
・航路側のバースの船舶から順に出港させる。
- ③ 同一バース、同一ふ頭、または近隣ふ頭へ同時刻帯に入出港する時
・出港船が回頭終了して運航態勢に入るまで、入港船は航路外で待機させる。
*競合する船舶同士の了解、または、船舶代理店同士が関係船舶の運航順序について調整済みの場合は、その情報を元に調整する。

(2) 航路航行船とそれ以外の船舶が競合する場合

- ・航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない（港則法第13条）。

(3) 航路航行船で大型船以外の船舶の航法

- ・原則として、外港防波堤赤灯台と三保防波堤白灯台を結んだ水域で行会い関係にならないよう調整する。ただし、双方の船舶の合意の下、十分に安全が確保される場合はこの限りではない。
- ・船舶は、港内及び港の境界付近においては、他の船舶に危険を及ぼさない速力で航行しなければならない（港則法第16条）。

2.1.2 大型船・危険物積載船（LNG船、プロダクトタンカー等）同士、又は、それらの船舶とそれ以外の船舶が同時に航行する場合

- ・原則として、全ての船舶が航路内で行会い関係にならないよう調整する。ただし、双方の船舶の合意の下、十分に安全が確保される場合はこの限りではない。
- ・外港防波堤内側泊地（以下「第3区内」という。）錨泊船は、上記船舶の離着岸に支障となる水域へ入域しないよう調整する。

2.2 水域利用調整の具体例

9ページ以降の『水域利用調整の具体例等』を参照。

3. 第3区内における錨泊条件

情報センター（しみずポータルラジオ）は、清水港で錨泊を希望する船舶に対して、泊地の利用基準に基づいて錨地情報を提供する。錨泊船は情報センター（しみずポータルラジオ）の指示に従い、清水港の港湾施設に離着岸する他の船舶の運航に支障をきたさないよう協力すること。

なお、錨泊に際しては次の事項を遵守すること。

- (1) 常に情報センター（しみずポータルラジオ）との連絡が確保できること。
- (2) 緊急の移動要請に対応できること。
- (3) 第3区へ錨泊する船舶は次項3.1を遵守すること。

3.1 泊地の利用基準

(1) 第3区への錨泊手続き等

- ① 原則として、清水港接岸予定船舶であること。

② 第3区へ錨泊する全ての船舶は、事前に静岡県清水港管理局宛に『水域使用届』を提出していること。ただし、閉庁時間中は、情報センター（しみずポートラジオ）に連絡すること。

③ 小型船を超える船舶は、港湾管理者に『入出港届』を提出すること。

(2) 第3区へ錨泊する場合の留意事項

① 第3区で錨泊する船舶の区分

1) 外港防波堤外側泊地（検疫錨地）：全ての船舶が錨泊可能。

2) 港内：総トン数3,000トン未満の船舶に限る。ただし、総トン数3,000トン以上の起重機船・作業船で外港防波堤外泊地に錨泊できない特別な事情がある船舶については、港内錨泊時の安全対策について事前に港湾管理者及び港長に確認を受けた場合は錨泊を可能とする。

② 第3区内のエリア別錨泊条件

船舶が第3区内の泊地で錨泊する時は、次表の別錨泊条件を遵守すること。

◎錨泊可能エリア別錨泊条件

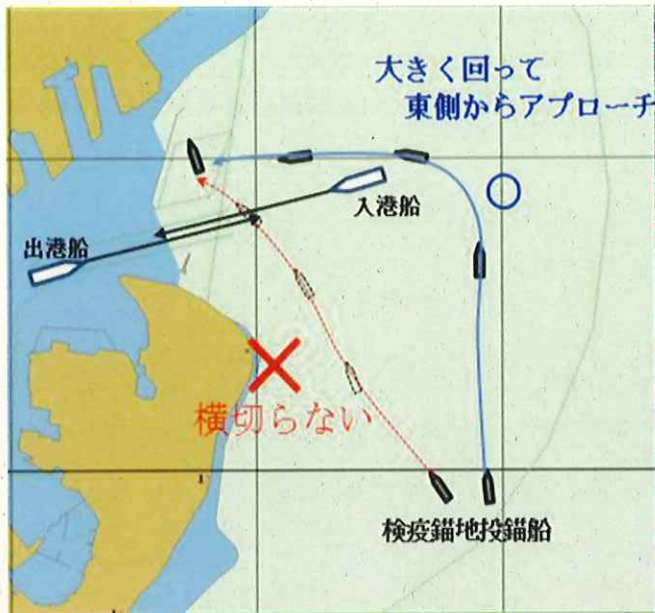
エリア	錨泊の条件等
A	大型船等の入出港時には移動要請を行う場合がある。
B	投錨を制限、台風避難等を目的としたものに限る。その場合でも大型船の入出港時には移動要請を行う場合がある。
C	当該水域を使用した入出港操船を行う大型船が入出港する1時間
D	以上前に移動が可能な船舶に限る。

* 各錨泊エリアについては、「水域利用調整の具体例等」9ページに記載した「1. 水域利用調整の境界線図と定義」を参照。



(3) 検疫錨地又はその付近へ錨泊

◎ 検疫錨地又は第3区港外の錨地へのアプローチの方法



- ・ 検疫錨地、又は、その付近に錨泊する場合は、航路入口から東側に十分な安全な距離をとってアプローチする。
- ・ ただし、航路を横切って泊地に入域しようとする場合は、情報センター（しみずポートラジオ）からの情報に従うこと。

4. 水域利用調整に必要な情報収集と公開

4.1 水域利用調整に係る情報の共有

水域利用調整の実施にあたっては、港長、港湾管理者、情報センター（しみずポートラジオ）、船舶代理店、水先人会、曳船会社、係離船会社及びその他主体となる関係者間においてスムーズな情報共有が重要である。

関係者は、次のとおり、それぞれの情報を前日（16時）までに情報センター（しみずポートラジオ）に提供するものとする。

* 清水船舶情報センター連絡先 TEL:054-369-6251 / FAX:054-369-6259

E-Mail : shimizuc@toyoshingo.co.jp

(1) 港湾管理者が提供すべき情報

公共バースの入出港移動情報

（利用者から港湾管理者への届出に関する締切時間が前日16時までのため、港湾管理者から情報センター（しみずポートラジオ）への提供時間は前日17時15分までとする。）

(2) 関係者が提供すべき情報

① 船舶代理店

扱い船舶の入出港移動予定情報、手配状況（水先人、タグボート、係離船）
（船名/コールサイン/GT /LOA/バース名/着舷側/ETA/ETD 等）

② 水先人会

水先人乗船予定情報

③ 曳船会社

入出港船舶に対する配船計画

④ 係離船会社

入出港船舶に対する作業計画（追加船についてはその都度）

⑤ その他（港湾工事関係者等）

- ・工事関係情報（翌日の作業有無について、港内移動や曳航作業がある場合はその作業内容について等）
- ・工事関係船舶の入出港、港内移動、曳航作業の予定時間に関する情報

(3) 予定情報の提供後、本船の入出港の予定時間に変更があった場合の連絡と各関係手配先の調整

① 前日（16 時以降）に発生した変更

- ・船舶代理店は、速やかに港湾管理者、情報センター（しみずポートラジオ）及び各関係手配先（水先人会、曳船会社、係離船会社）と連絡を行うこと。
- ・情報センター（しみずポートラジオ）は、受け付けた情報を基に、航路での競合状況が発生しないことを確認する。

② 当日に発生した変更

- ・船舶代理店は、入出港予定日当日に変更が発生した場合は、速やかに当該内容を情報センター（しみずポートラジオ）に通報すること。
- ・情報センター（しみずポートラジオ）は受け付けた情報を基に、航路における他船との競合状況の確認及び以下1)～3)に示す関係手配先との調整を行い、確認された最適な入出港時間について、船舶代理店に通知する。

- 1) 水先人会
- 2) 曳船会社及びタグポート本船
- 3) 係離船会社

*参考資料2：清水港連絡体制概念図を参照

4.2 国際VHF無線電話の聴守と連絡

(1) 国際VHF無線電話の聴守

清水港に入出港する船舶（汽艇等を除く。）は国際VHF無線電話の聴守を行い、情報センター（しみずポートラジオ）からの呼び出しに対しては必ず応答すること。

◎ しみずポートラジオのチャンネル

港務通信用チャンネル：Ch20、12、14（通常はCh20を使用）

呼出応答用チャンネル：Ch16（緊急時）

(2) 船舶動静の連絡

清水港に入出港する船舶は、次表のタイミングで情報センター（しみずポートラジオ）に船舶動静等必要な事項を連絡すること。ただし、国際VHFによる情報センター（しみずポートラジオ）との連絡が不可能な場合は、船舶電話、携帯電話等の最適な方法で直接情報センター（しみずポートラジオ）に船舶動静を連絡すること。情報センター（しみずポートラジオ）は必要に応じ下表に掲げた情報を提供する。

◎ 情報センター（しみずポートラジオ）の電話番号：054-369-6251

【動静連絡のタイミングと情報内容】

区分	通報時期	本船からの 通報事項	情報センターからの 情報提供等	
入港	入港前通報	・防波堤入口（パイロットステーション）到着または錨地到着時刻の2時間前（内航船は1時間前）	・防波堤入口（パイロットステーション）到着予定時刻 または、錨地到着予定時刻 ・入港喫水等	・バース情報 ・パイロット/タグ情報 ・錨地情報（投錨船） ・海上工事情報 ・港内・気象情報等
	入港前通報	・防波堤入口（パイロットステーション）到着1時間前（パイロットの乗船が予定される船舶のみ）	・防波堤入口（パイロットステーション）到着の正確な予定時刻	・バース情報 ・パイロット情報 ・他船情報等
入港	入港前通報	・防波堤入口/錨地到着30分前（パイロットの乗船が予定される船舶以外）	・防波堤入口/錨地到着の正確な予定時刻	・バース情報 ・タグ情報 ・他船情報等
	投錨通報	・投錨終了時【※】	・投錨時刻 ・投錨位置 ・抜錨予定時刻	・バース情報 ・入港時のパイロット/タグ情報
	抜錨通報	・抜錨開始時	・アンカークリア予定時刻	・バース情報 ・タグ情報 ・他船情報等
	着岸通報	・着岸時【※】	・着岸時刻	・離岸前通報を要請
出港	出港前通報	・離岸30分前	・離岸予定時刻 ・出港喫水等	・他船情報等
	出港通報	・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・他船情報等 ・離岸タイミング
移動	移動前通報 (バース間移動)	・離岸30分前	・離岸予定時刻	・他船情報等
	移動通報	・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・他船情報等 ・離岸タイミング
	着岸通報	・着岸時【※】	・着岸時刻	・離岸前通報を要請

※表内の【※】の箇所については、内航船に限り省略することができる。

5. 入出港に際しての留意事項

① 海事法規と本規則の遵守等

- ・清水港を利用する船舶は、港則法、海上衝突予防法等の海事法規及び本水域利用調整のルールを遵守すること。

*特に留意すべき港則法：航路及び航法に関する規定（第11条～第19条）

② 水先人の要請

・清水港水域の航行安全と効率性の向上を図るため、大型船は水先人を乗船させることを推奨する

③ 港内の気象状況を早めに把握して、必要な場合は早めにタグボートの要請を行うこと。

④ 新興津ふ頭の東側からの入出港は禁止する。(航路ではない)

⑤ 三保造船方面に向かう船舶は真埼付近には浅瀬があることに留意。(航路ではない)



6. 清水港船舶運航予定表(仮称)の作成と公開 (今後計画)

(1) 情報センター(しみずポートラジオ)は、各関係先から収集した船舶の入出港移動予定情報、変更情報を基に「清水港船舶運航予定表(仮称)」をリアルタイムで作成及び更新する。

(2) 「清水港船舶運航予定表(仮称)」はID/Passwordで厳重管理の下、港湾管理者、船舶代理店、水先人会、曳船会社、係離船会社等関係者と共有する。

7. その他

(1) ルールの周知

① 港湾管理者及び情報センター(しみずポートラジオ)は、船舶代理店をたてずに清水港を利用する船舶に対して、清水港管理局ホームページに掲載されている本ルールを確認するよう指導に努める。

② 船舶代理店は、清水港を利用する全船舶に対し、本ルールを周知するために本手引き又は、簡易版を配布するよう努める。

(2) 運用開始

本手引きは、平成30年4月1日より運用開始する。

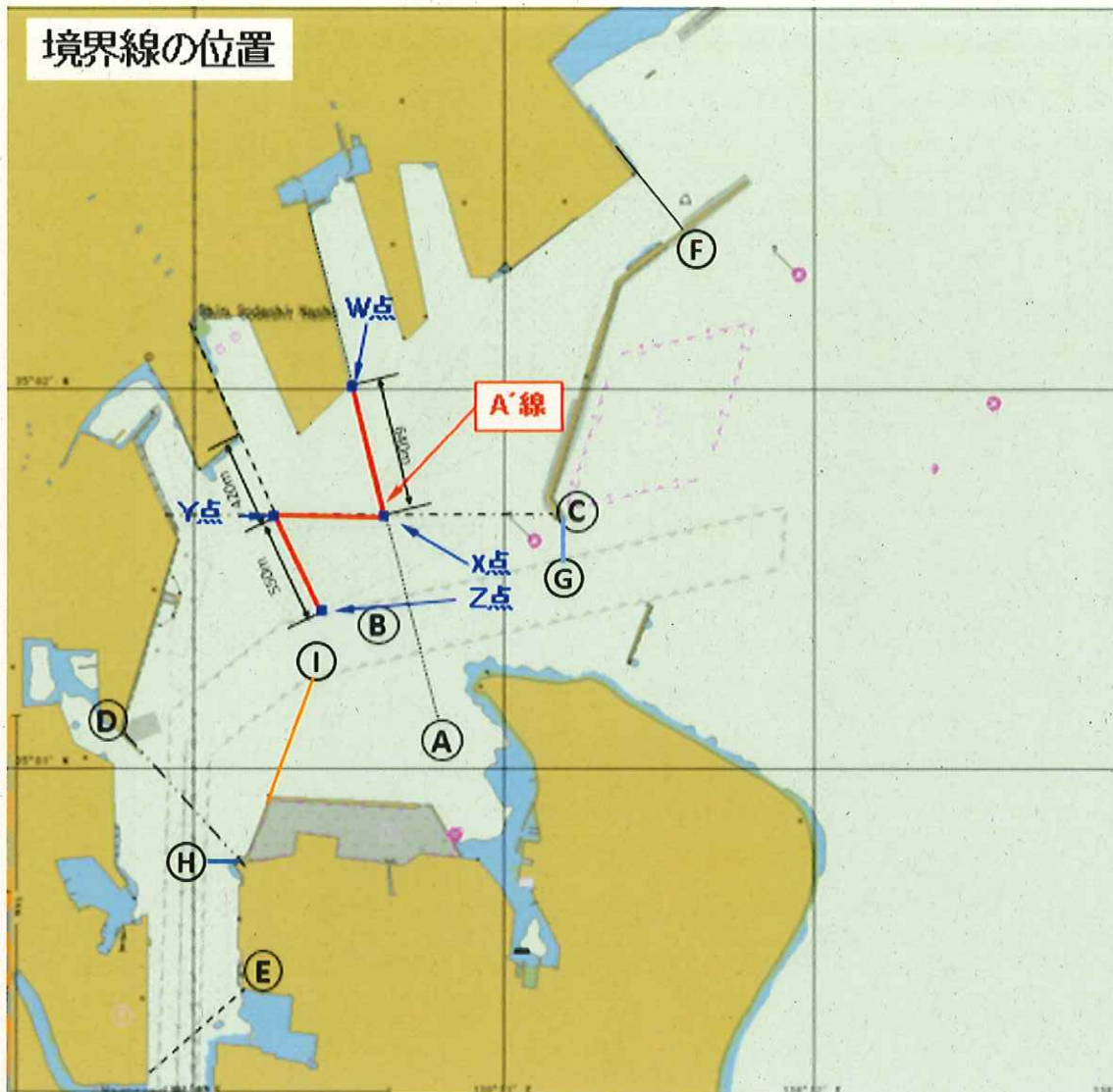
この改正は 令和6年4月1日から施行する。

水域利用調整の具体例等

1. 水域利用調整の境界線図と定義	9
1.1 水域利用調整で用いられる境界線図	
1.2 境界線の定義	
2. 情報センター（しみずポータルラジオ）から指示の具体例	10
2.1 全船舶に共通する調整ルール	
2.2 大型船の入出港に関する調整ルール	11
2.2.1 興津ふ頭（第3区）と袖師第1ふ頭（第3区）の出港船が競合する場合	
2.2.2 新興津ふ頭（第3区）へ大型船が入出港する場合	12
2.2.3 ENEOSシーバース（第3区）へ危険物積載船（LNG船等）が入出港する場合	15
2.2.4 J-オイルミルズドルフィン（第2区）、日の出ふ頭（第2区）、日本軽金属岸壁（第2区）、富士見ふ頭（第1区）の大型船が入出港する場合	17
○参考資料	
1. 港則法 第三章 航路及び航法	19
2. 清水港連絡体制概念図	20
3. 清水港港区区分について（第1区、2区、3区）	21
4. 清水港利用に関わる通知一覧	22
清水港船舶運航に関する関係者連絡会会則及び名簿	23

1. 水域利用調整の境界線図と定義

1. 1 水域利用調整で用いられる境界線図



1. 2 境界線の定義

- ④線：袖師第1ふ頭東側岸壁側面を延長した線
- ⑤線：袖師第2ふ頭東側岸壁側面を延長した線 -----
- ⑥線：外港防波堤南灯台から 270° ENEOS パースまで引いた線 -.-.-.-
- ⑦線：港内第2区と第3区の境界線 -.-.-.-
- ⑧線：日出ふ頭 1 号パース角から中部電力岸壁*角 (第2区) を結んだ線 -.-.-.-
- *岸壁名称は令和6年3月1日現在のもの
- ⑨線：新興津ふ頭東側岸壁側面を外港防波堤まで延長した線 ————
- ⑩線：外港防波堤南灯台から180° 航路まで引いた線 ————
- ⑪線：貝島防波堤先端から270° 航路まで引いた線 ————
- ⑫線：廃棄物埋立護岸西側側面を航路まで延長した線 ————

A'線 ——：④線の岸壁付根をW点、④線と⑥線の交点をX点、⑤線と⑥線の交点をY点、Y点から550m延長した⑤線上の地点をZ点とし、各点(WXYZ)を結んだ線

2. 情報センター（しみずポートラジオ）からの指示の具体例

2.1 全船舶に共通する調整ルール

(1) 入出港する船舶が競合する場合



① 入出港船同士が競合する時

- ・航路航行船を優先する。船間通信または情報センター（しみずポートラジオ）を介して関係船の意図を確認した場合は、優先順位を変更する場合もある。
- ・情報センター（しみずポートラジオ）を介して本船の意図を確認した時は、確実に関係船の同意を得ると共に、その情報を直ちに双方の船舶にフィードバックする。

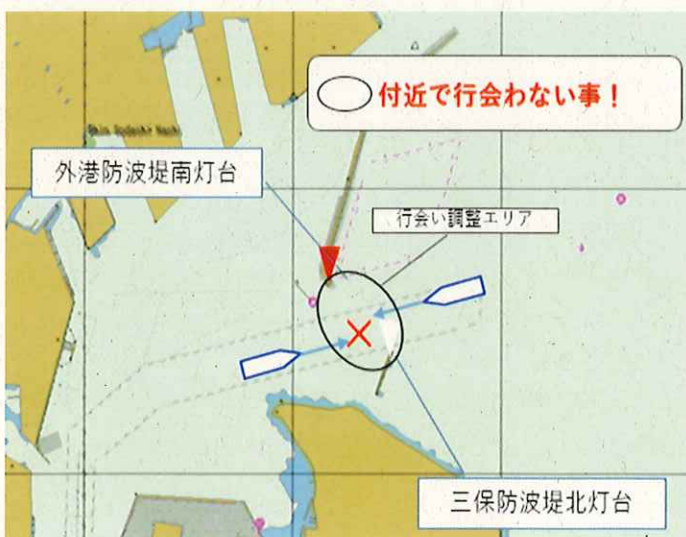
② 入港船同士が航路入口付近で競合する時

- ・港奥部のバースから順に航路インさせる。

③ 出港船同士が競合する時

- ・同ースリットやバースから同時刻に離岸する場合は、航路に近い船舶から離岸させる。
- ・航路外から航路に入ろうとする船舶は、航路航行船を優先させる。

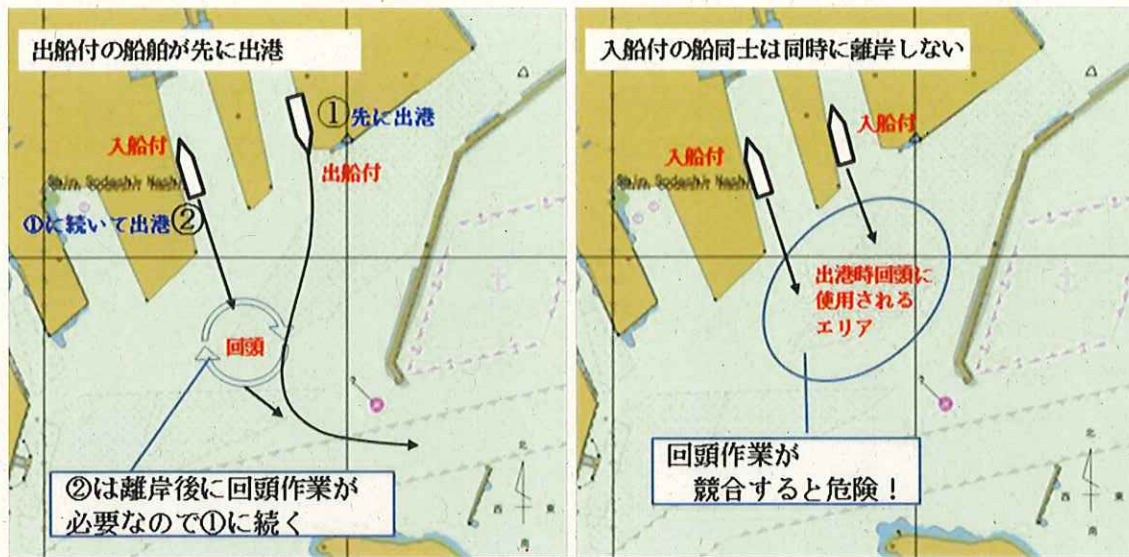
(2) 行会いを回避するエリア



清水港を利用する船舶は、外港防波堤南灯台と三保防波堤北灯台を結ぶ水域（左図の丸で囲んだエリア）で行会わないよう、それぞれの船舶に調整させる。

2.2 大型船の入出港に関する調整ルール

2.2.1 興津ふ頭（第3区）と袖師第1ふ頭（第3区）の出港船が競合する場合



(1) 入船付船と出船付船の出港が競合する場合

① 出港船に適用するルール

・原則として、出船付船を優先させる。

*パイロットの有無、本船の操縦性能、タグボートの使用、着舷側、アンカー使用等により変更する場合もある。

② 入港船に適用するルール

・出港船が離岸・回頭終了、外港防波堤に差し掛かるまで航路外で待機させる。

・航路外の待機場所は、航路の北側又は航路入口から東側に十分な距離を確保した水域とする。

(2) 入船付船同士で出港が競合する場合

① 出港船に適用するルール

・原則として、出港準備が整った船舶から順に離岸させる。

・先に離岸した船舶が回頭終了、運航態勢に入ってから次の船舶を離岸させる。

*パイロットの有無、本船の操縦性能、タグボートの使用、着舷側、アンカー使用等により変更する場合もある。

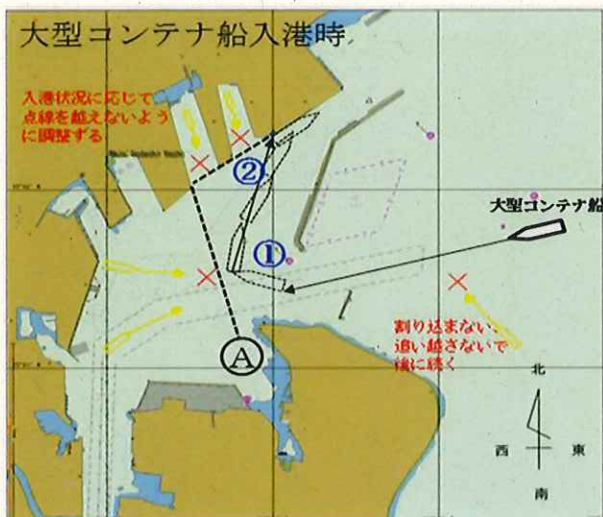
② 入港船に適用するルール

2.2.1 (1) ②を準用する。

2.2.2 新興津ふ頭（第3区）へ大型船が入出港する場合

◎ 大型船が入出港する時は外港防波堤内側において回頭作業が必要となる為、付近の船舶は大型船の航行を阻害しないように協力すること。

(1) 大型船が入港のため航路イン、航路航行中の場合



○ 備考

- ・(1) ①1) 興津第1～第2ふ頭間のスリットとは、左図②の付近とする。
- ・(1) ①2) 大型船が航路アウトするおおよその場所は、左図①の辺りで、回頭作業により船尾がかかる場合においては船尾が完全に航路から離れる辺りとする。

① 出港船に適用するルール

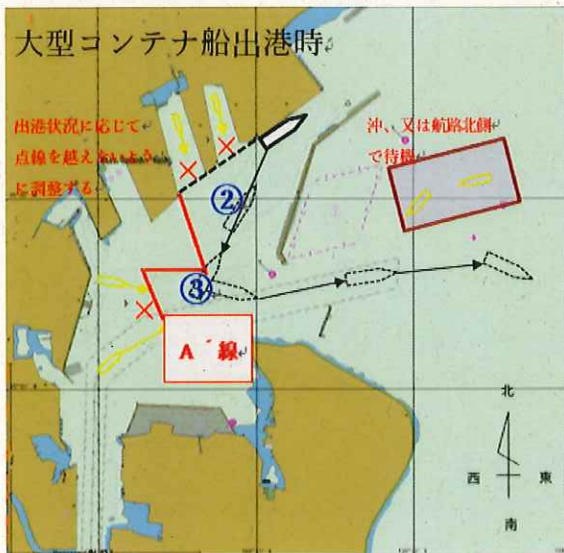
- 1) 第3区、新興津ふ頭、興津第1～第2ふ頭、袖師第1ふ頭1～9号バースから出港する船舶
 - ・原則として大型船が航路アウト後、興津第1～第2ふ頭間のスリットを航過するまで離岸させない。
 - ・新興津ふ頭からの出港船は大型船が着岸後に離岸させる。
 - 2) 第3区で前記①1)以外のふ頭から出港する船舶
 - ・大型船が航路アウトするまで、①線より東の水域に入域させない。
 - 3) 第1区、第2区から出港する船舶
 - ・①線より東の航路並びに水域に入域させない。
 - 4) 第2区から出港する定時フェリーの出港
 - ・原則として、前記①3)に準ずる。ただし、大型船の航路インが定時出港のフェリーの時刻と重なる時は、別途調整を行う。
- * 上記、1)～3)の場合、双方にパイロットが乗船している場合はこの限りではない。

② 入港船に適用するルール

- 1) 第3区、新興津ふ頭、興津第1～第2ふ頭、袖師第1ふ頭1～9号バースへ入港する船舶
 - ・大型船の後に続くことを原則として調整する。
 - ・入船付の船舶は、大型船の入港時刻より10分以上早く防波堤入口通過が可能な場合は、直行入港させる場合もある。

- ・出船付の船舶は、大型船の入港時刻より30分以上早く防波堤入口通過が可能な場合に限り、直行入港させる場合もある。
 - * 大型船よりも早く防波堤を通過可能な条件であっても、情報センター（しみずポートラジオ）の指示に従うこと。
 - * 上記、大型船より10～30分早く防波堤通過が可能な場合でも、水域で停滞が予想される時は、大型船の後に続くこともある。
- 2) その他のふ頭へ入港する船舶
 - ・大型船と航路入口で競合する時は、原則に基づき、港奥部にふ頭がある本船を先に航路インさせる。
 - * タグボートの有無、本船の操縦性能、気象状況によって航路・水域内での停滞が予想される時は、大型船の後に続くこともある。
 - ・航路航行中の大型船の追い越し、並走をさせない。

(2) 大型船が出港する時



○ 備考

- ・(2) ② 2) を適用するタイミングは、興津第1～第2ふ頭間のスリット沖に差し掛かった時点とする。
- ・回頭終了とは、「大型船が③の付近まで引き出し回頭作業を行い航路インするまで」とする。

① 入港船に適用するルール

- 1) 第3区、新興津ふ頭、興津第1～第2ふ頭、袖師第1ふ頭1～9号バースに入港する船舶
 - ・大型船が離岸・回頭終了して外港防波堤に差し掛かるまで航路外で待機させる。
 - ・航路外で待機する船舶は、航路の北側または航路入口から東側に十分な距離を確保した水域で待機させる。
 - * 双方にパイロットが乗船しており、双方の操船意図を情報センター（しみずポートラジオ）に通報している場合はこの限りではない。
- 2) その他のふ頭へ入港する船舶
 - ・大型船が回頭終了前に同回頭エリアを通過できると判断した時は、入港船はそのまま航路インさせることがある。
 - ・大型船の回頭終了前に同回頭エリアを通過できないと判断した場合は、前記① 1) に準ずる。
- 3) フェリーが定時に入港する場合
 - ・大型船とフェリーが外港防波堤南灯台と三保防波堤北灯台を結ぶ水域付近で行会うことが想定される場合、フェリーの運航に支障が生じないように、大型船の出港時間を調整させる。

② 出港船に適用するルール

- 1) 第3区、新興津ふ頭、興津第1～第2ふ頭、袖師第1ふ頭1～9号バースから出港する船舶
 - ・原則として大型船が離岸・回頭終了して運航態勢に入るまで離岸させない。

- 2) 第3区で前記 1) 以外のふ頭から出港する船舶
 - ・大型船が回頭終了して運航態勢に入るまでA¹線より東の水域に入域させない。ただし、大型船が回頭終了までに、十分同船を航過できると情報センター(しみずポートラジオ)が判断した船舶はこの限りでない。この場合、出港船舶は大型船の回頭域を避けて航行すること。

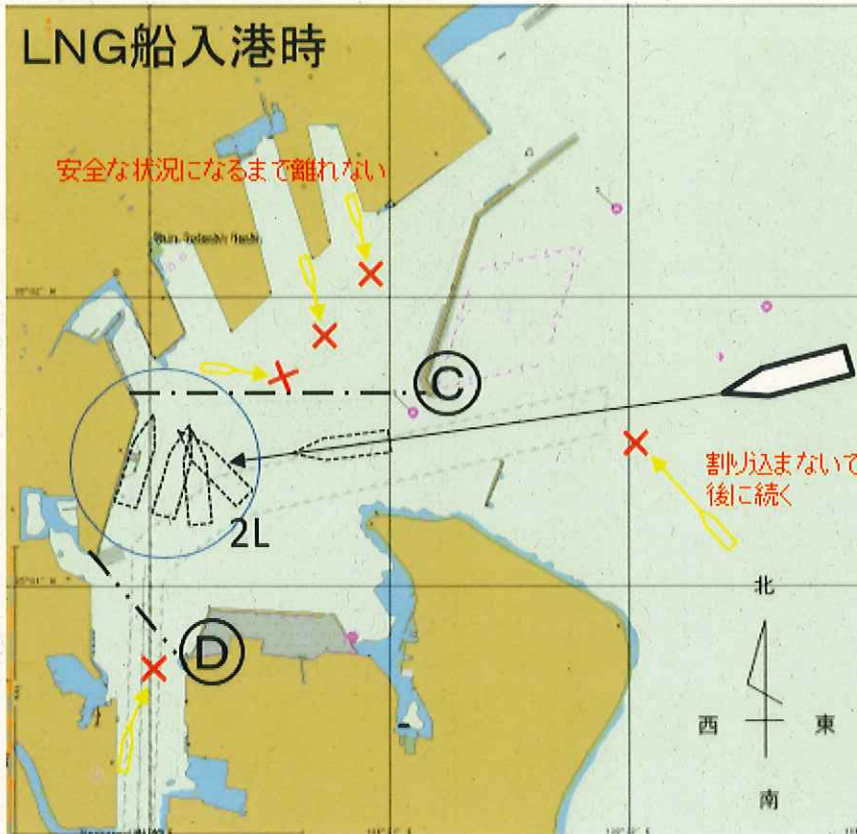
- 3) 第1区、第2区から定時に出港する船舶
 - ・フェリー以外の船舶は、前項② 2) に準ずる。

- 4) フェリーが第2区から出港する場合
 - ・大型船が回頭終了・航路インのタイミングと、航路航行フェリーとの見合い関係が予想される時は、航路航行中のフェリーを優先して大型船をフェリーが通過するまで航路インさせない。

2.2.3 ENEOSシーバース（第3区）へ危険物積載船（LNG船等）が入出港する場合

◎ LNG船が入出港する時、清水港に入出港する他の船舶は、情報センター（しみずポータルラジオ）から指示があるまで運航を停止して待機すること。

(1) LNG船が入港する時



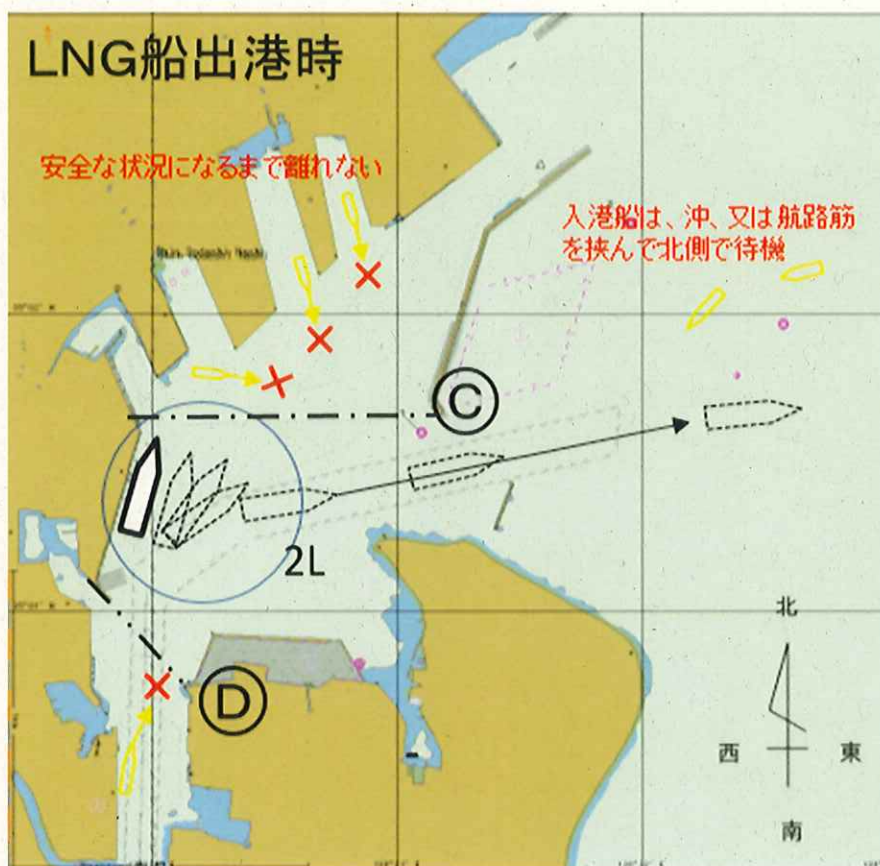
① 出港船に適用するルール

- 1) LNG船が入港態勢に入る前に出港する船舶は、パイロット乗船予定時間の概ね30分前までに防波堤入口を通過すること。
- 2) ENEOSシーバース、袖師第1号～第2号ふ頭、興津第1～第2号ふ頭、新興津ふ頭から出港する船舶
 - ・◎線より北に停泊中の船舶は、LNG船が入港態勢に入った時から、本船の前面を通過するまで離岸させない。
- 3) 第1区、第2区から出港する船舶
 - ・LNG船が入港態勢に入った時から、回頭終了、着岸態勢に入るまで◎線を越えさせない。

② 入港船に適用するルール

- 1) 第3区、袖師第1号ふ頭1～8号バース、興津第1～第2号ふ頭、新興津ふ頭への入港船
 - ・LNG船が外港防波堤通過後、概ね15分以上間隔をあげ、その都度、情報センター（しみずポータルラジオ）が確認した上で、航路インさせる。
- 2) 第3区で前項1)以外のバース、第1区・第2区への入港船
 - ・LNG船が外港防波堤通過後、概ね60分以上間隔をあげ、その都度、情報センター（しみずポータルラジオ）が確認した上で、航路インさせる。

(2) LNG船が出港する時



① 入港船に適用するルール

1) 全ての入港船に対して

- ・入港船はLNG船の離岸準備が整ってから（シングルアップ）LNG船が航路アウトするまでは航路インさせない。
- ・LNG船の出港を待つ船舶は、航路の北側または航路入口から東側に十分な距離を確保した水域で待機させる。

② 出港船に適用するルール

1) ③線より北のバースからの出港船

- ・LNG船が離岸、自船の前面を航過するまで、航路インさせない。

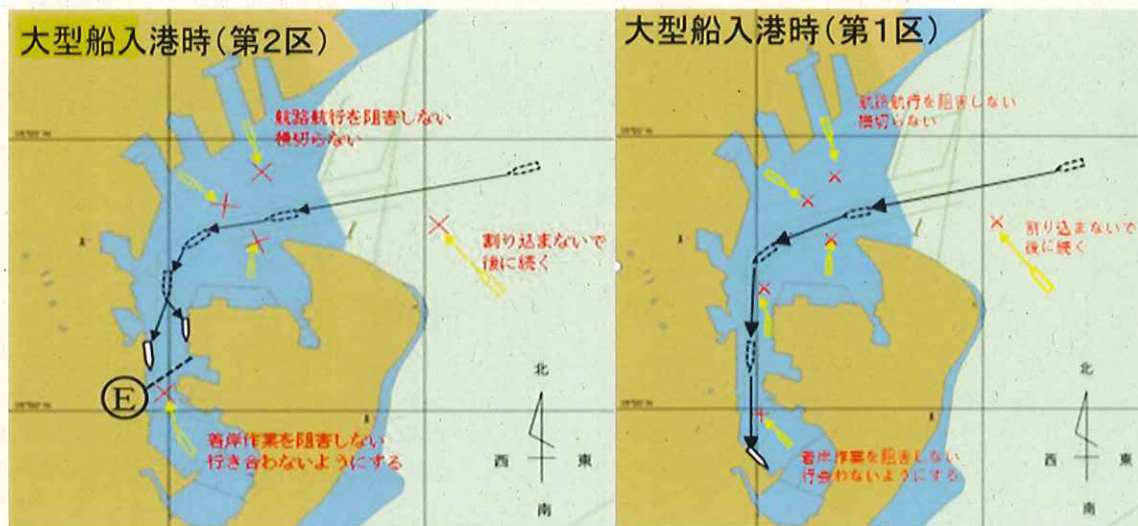
2) 第1区、第2区からの出港船

- ・LNG船が離岸終了して運航態勢に入るまで、④線を越えさせない。

2.2.4 J-オイルミルズドルフィン（第2区）、日の出ふ頭（第2区）、日本軽金属岸壁（第2区）、富士見ふ頭（第1区）へ大型船が入出港する場合

◎ 大型船が入出港する時は、他の入出港船舶は同大型船の航行を妨げないこと。

(1) 大型船が入港する時



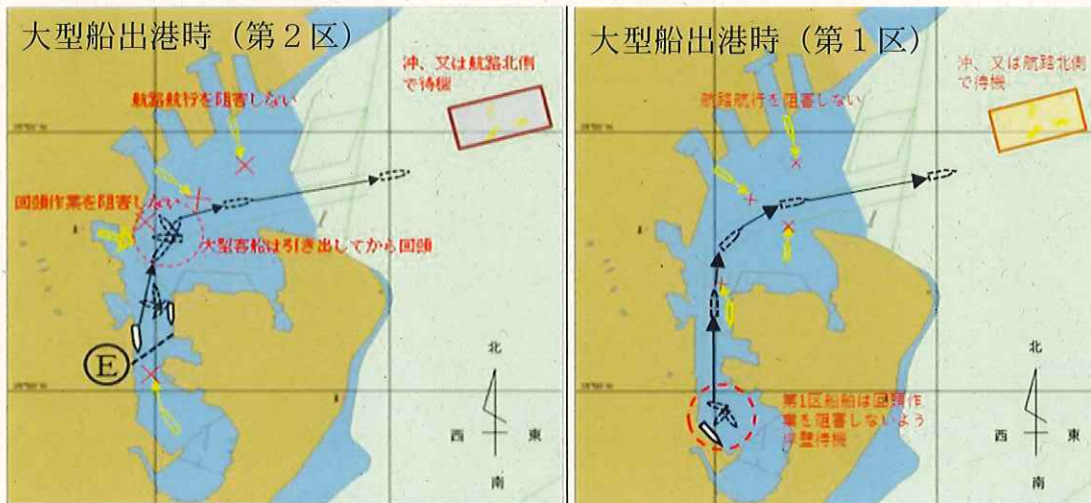
① 出港船に適用するルール

- ・ 航路内で行会い関係にならないよう航路外で待機すること。
- ・ 第2区（J-オイル、日の出ふ頭、日軽金）に入港船が着岸態勢に入った時、富士見ふ頭及び折戸湾方面からの出港船は当該船が最初の係船索を取るまで◎線を超えて北側に入域させない。
- ・ 第1区（富士見ふ頭）に向けて大型船が入港中、第1区からの出港船は大型船が着岸態勢に入るまで離岸させない。

② 入港船に適用するルール

- ・ 航路航行中の大型船の追い越し、並走をさせない。
- ・ 航路航行船と航路外から航路イン、または航路から航路アウトする船舶が競合する場合は、航路航行船を優先させる。

(2) 大型船が出港する時



① 入港船に適用するルール

- ・ 大型船と航路内での行会い関係にならないよう入港船は航路外で待機させる。その場合、航路の北側または航路入口から東側に十分な距離を確保した水域で待機すること。

② 出港船に適用するルール

- ・ 航路航行中の大型船の追い越し、並走をさせない。
- ・ 航路外から航路イン、または航路から航路アウトする船舶がある場合は、航路航行船を優先させる。
- ・ 第2区（J-オイル、日の出ふ頭、日軽金）の大型船が離岸態勢に入った時、富士見ふ頭、折戸湾方面及びカナサシ・塚間水域方面からの出港船に対して、当該出港船が運航態勢に入るまで、E線を越えて北側に入域させない。
- ・ 第1区（富士見ふ頭）の大型船が離岸態勢に入った時、第1区からの出港船は当該出港船が回頭作業を終了するまで離岸させない。

(3) 大型船が離着岸や回頭のために操船作業を行っている時

- ・ 大型船が航路外で離着岸や回頭のための操船作業を行っている時は、他の船舶はそれらの船舶の操縦性能が低下していることを念頭に、同大型船の作業の阻害にならないよう安全な水域で待機するなど最大限の協力をする事。

○参考資料

1. 港則法 第三章 航路及び航法

(航路)

第十一条 汽艇等以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路(次条から第三十九条まで及び第四十一条において単に「航路」という。)によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第十二条 船舶は、航路内においては、次に掲げる場合を除いては、投げようし、又はえい航している船舶を放してはならない。

- 一 海難を避けようとするとき。
- 二 運転の自由を失つたとき。
- 三 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- 四 第三十一条の規定による港長の許可を受けて工事又は作業に従事するとき。

(航法)

第十三条 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。
- 3 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。
- 4 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

第十四条 港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第十五条 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

第十六条 船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

- 2 帆船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。

第十七条 船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかつて航行しなければならない。

第十八条 汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて汽艇等以外のもの(以下「小型船」という。)は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

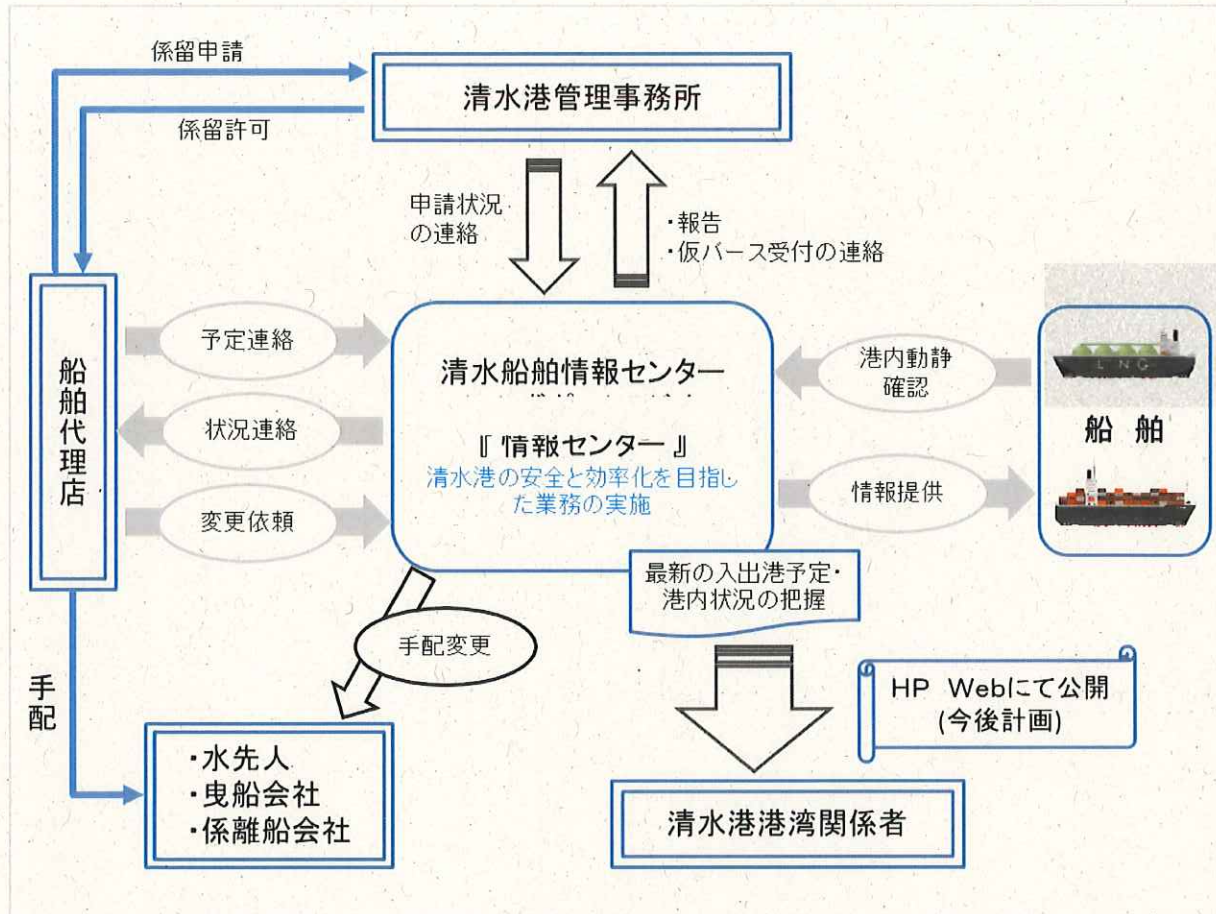
3 小型船及び汽艇等以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第十九条 国土交通大臣は、港内における地形、潮流その他の自然的条件により第十三条第三項若しくは第四項、第十五条又は第十七条の規定によることが船舶交通の安全上著しい支障があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、国土交通省令で当該港における航法に関して特別の定めをすることができる。

2 第十三条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

○参考資料

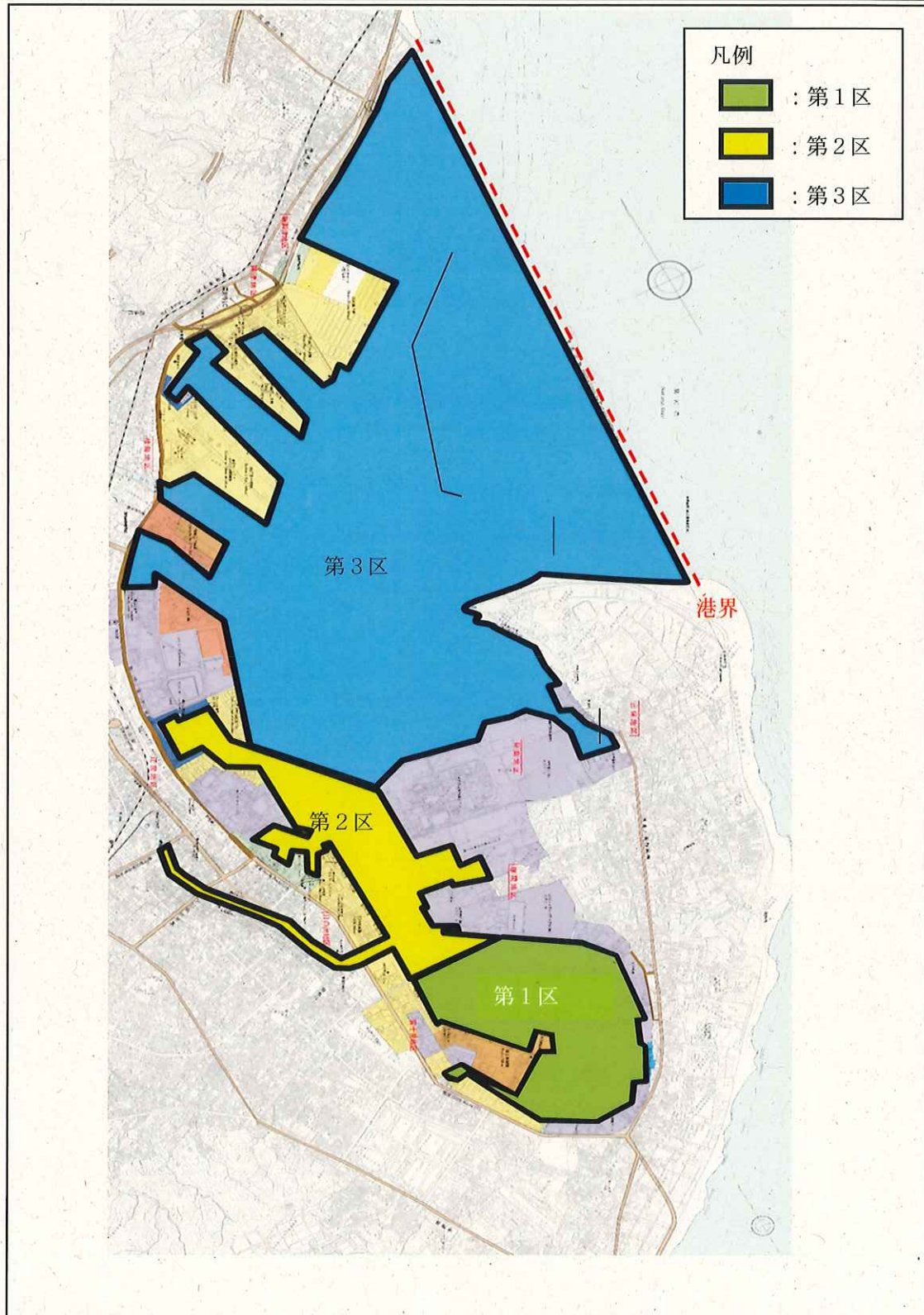
2. 清水港連絡体制概念図



3. 清水港港区区分について（第1区、2区、3区）

港則法施行規則 別表第一 より

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
清水	第1区	中田川口右岸突端から九十度に引いた線(以下A線という。)及び陸岸により囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、漁船及び汽艇等は、沿岸付近に限る。
	第2区	貝島北西端から江尻船だまり北防波堤突端まで引いた線、A線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面(航路を除く。)	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
	第3区	第1区、第2区及び航路を除いた港域内海面	各種船舶及び危険物を積載した船舶



清水港港区区分イメージ図

4. 清水港利用に関わる通知一覧

2024. 3. 現在

題名	文書番号等	文書日付	通知者	宛先
船舶等が水域を使用する場合の取扱いについて	清港営第18号	平成4年4月23日	清水港管理局港営課	関係者（船舶代理店等）
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」（夜間の入出港禁止）	清港営第20-1～4号	平成8年9月20日	清水港管理局港営課	※1 清水港長 鈴与株式会社 伊藤商事株式会社 清水港船舶代理店会 玉井商船株式会社 清水船舶情報センター 清水水先区水先人会 清水ボートサービス株式会社 清水コンテナターミナル株式会社 清水港船舶代理店会 清水水先区水先人会 清水埠頭株式会社 清水ボートサービス株式会社 清水船舶情報センター 清水港を利用する船舶関係者 （清水港船舶代理店会等）
新興津ふ頭及び袖師第一ふ頭に入出港する大型コンテナ船に係る入出港喫水の安全性確保について（依頼）	清港営第38号	平成18年6月2日	清水港管理局港営課	※1 と同一
清水港の使用に係る船舶の安全対策について	清港営第140号	平成21年8月21日	清水港管理局港営課	※1 と同一
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」の緩和について（夜間の出航許可）	清港営第132-1～4号	平成23年5月13日	清水港管理局港営課	※1 と同一
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」の緩和について（喫水制限追記）	事務連絡	平成24年5月18日	清水港管理局港営課	※1 と同一
清水港大型客船入出港時の安全対策について	清港企第6号	平成27年4月21日	清水港管理局企画振興課	関係者（船舶代理店等）
港湾計画上の岸壁諸元（D/W）を超える船舶（オーバースペースクク船）の係留許可について（通知）	清港営第71号	平成28年5月13日	清水港管理局港営課	清水港長（平成28年3月31日提出） 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社 株式会社ハヤシ海運
袖師第二埠頭16号岸壁の暫定的取扱いについて（喫水制限）	清港営第152号	平成29年3月30日	清水港管理局港営課	清水港長（事前協議済） 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社
袖師第一埠頭1～4号岸壁及び13号、14号岸壁の暫定的取扱いについて（喫水制限）	清港営第39-2～5号	平成29年7月12日	清水港管理局港営課	清水港長（平成29年7月12日協議済） 鈴与株式会社船舶代理店部 東海埠頭株式会社 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社
袖師第二埠頭17号岸壁における「大型船舶の入出港、係留、荷役等の条件」の緩和について（積載重量制限削除）	事務連絡	平成29年10月6日	清水港管理局港営課	※1 から玉井商船を除く
港湾計画上の岸壁諸元（D/W）を超える船舶（オーバースペースクク船）の安全対策（係留許可条件）一覧表の更新について（通知）	清港営第102号	平成29年12月20日	清水港管理局港営課	清水港長（平成29年12月29日協議済） 清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社
船舶等が水域を使用する場合の取扱いについて（変更通知）	清港営第103号	平成30年2月13日	清水港管理局港営課	清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社 清水船舶情報センター
港湾計画上の岸壁諸元（D/W）を超える船舶（オーバースペースクク船）の安全対策（係留許可条件）一覧表の更新について（通知）	清港営第127号	平成31年1月29日	清水港管理局港営課	清水港船舶代理店会 伊藤商事株式会社
港湾計画上の岸壁諸元（D/W）を超える船舶（オーバースペースクク船）の安全対策（係留許可条件）一覧表の更新について（通知）	清港営第49号	令和元年5月7日	清水港管理局港営課	同上
港湾計画上の岸壁諸元（D/W）を超える船舶（オーバースペースクク船）の安全対策（係留許可条件）一覧表の更新について（通知）	清港営第65号	令和5年9月7日	清水港管理局港営課	同上

通知本文は参考資料をご確認ください。

清水港船舶運航に関する関係者連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、「清水港船舶運航に関する関係者連絡会（以下「連絡会」という。）」
という。

(目的)

第2条 連絡会は、清水港における船舶運航の諸課題に対し、関係者が情報の共有や、意見
交換を行い、円滑な港湾運営を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討を行う。
(1) 船舶の航行のルールに関すること
(2) その他必要な事項

(会員等)

第4条 連絡会は、静岡県及び清水港に関連する官公庁、民間企業その他関係団体をもって
構成する。
2 会長は、静岡県清水港管理局長をもって充てる。
3 会員については別表のとおり定める。

(会議)

第5条 連絡会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務は、静岡県清水港管理局において行う。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

< 会 員 >

(順 不 同)

清水税関支署
名古屋入国管理局静岡出張所
名古屋検疫所清水検疫所支所
動物検疫所静岡出張所
名古屋植物防疫所清水支所
清水海上保安部
清水港湾事務所
静岡市
清水港船舶代理店会
静岡県内航海運組合
清水港運協会
清水ポートサービス(株)
清水水先区水先人会
清水埠頭(株)
富士山清水港クルーズ(株)
(一社) ふじさん駿河湾フェリー
川崎近海汽船(株) 清水支店
栗林商船(株)
伊藤商事(株)
(株)三保造船所
(株)カナサシ重工
静岡ガス(株) (清水エル・エヌ・ジー(株))
三星海運(株)
静岡県(港湾局・清水港管理局)